

ネイチャーポジティブ地域づくりの実践Ⅵ

ネイチャーポジティブを實踐する《1》

いであ株式会社国土環境研究所
地域共創推進部 上席研究員

幸 福 智

ネイチャーポジティブとは？

日本政府は2023年3月、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国家的な指針として「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定した。これを受けて環境省は、ネイチャーポジティブ経済移行戦略や30by30ロードマップ・自然共生サイト認定制度など、関連する重要な政策を次々と発表している。

こうした動きは環境省にとどまらない。農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣官房・内閣府など、複数の省庁が2023年以降に公表した政策文書に「ネイチャーポジティブ」や「生物多様性」という言葉が明記された。さらに最近では、地方創生2・0においても、地域資源の価値創造や持続可能な地域経済を語る文脈でこの言葉が登場し、地域の価値を形成する重要な要素として広く認識されるようになってきた。

では、「ネイチャーポジティブ」とはいったい何なのか。そして、なぜ急にこれほど注目されるようになったのだろうか。

「ネイチャーポジティブ」は比較的新しい言葉だ。生物多様性条約の国際合意である「昆明・モントリオール枠組」で「2030年までに自然の損失を止め、回復させる(Nature Positive)」という世界共通目標が採択されたことで、この言葉は驚くほど速く広まった。自然

を「守るだけでなく、増やしていく」という明確なメッセージのもと、各国に対して国別の目標設定が強く求められた。これが日本において、環境政策の枠を超え、農業・国土・地域振興・経済・金融の各分野にまでこの概念が浸透した背景にある。

もう一つの背景として、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の存在がある。TNFDとは、企業や金融機関が自然・生態系への依存度やリスクを把握し、財務情報として公開するための国際的な枠組みだ。気候変動分野の「TCFD」の自然版とも呼ばれ、投資家や金融機関が融資・投資の判断基準として採用し始めている。

なぜ企業は自然に関する情報の開示を求められているのか。端的に言えば、自然への配慮を怠ることは企業にとってリスクになり、逆に自然との関係を正しく理解することで新たなビジネスチャンスが生まれるからだ。主なリスクと機会を三つ挙げる。

サプライチェーンの断絶リスク…食品・飲料メーカーは農業や漁業を通じて自然の恵みに頼っている。森林破壊や土壌劣化が進めば原材料の安定調達が脅かされ、対応が遅れた企業は投資家から企業価値の低下を問われることになる。

規制・法的リスク…欧州ではすでに、自然破壊に関与した企業への罰則や製品の輸入規制が現実のものとなりつつある。早

期に対策を進めた企業とそうでない企業との間には、やがて大きな競争格差が生まれるだろう。

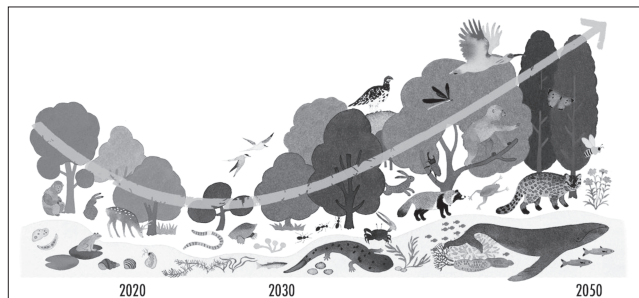
新たなビジネス機会…自然の再生に貢献する技術や製品への需要は世界規模で拡大している。TNFDへの対応をいち早く進めた企業は、成長市場において「信頼できるパートナー」として競争上の優位を得られる可能性がある。

こうした金融市場からの要請が新たな市場の予感を生み、大きなうねりとなりつつある。特にTNFDは「自然をどのように評価するか」という難しい問いを含んでいる。現在、この対応支援を行うコンサルティングにとつて、絶好のビジネスチャンスとなっているのも実情だ。

ここで少し立ち止まって、読者の皆さんにも自分なりの「価値の高い自然」をイメージしてみてほしい。そして、そのイメージを家族や同僚と共有してみてほしい。おそらく10人いれば10人が違う答えを持つだろう。

例として、海や沿岸域を考えるとみよう。沖縄のサンゴ礁が広がるエメラルドグリーンの海を思い浮かべる方も多いだろう。色とりどりの魚が群れ、健全なサンゴ礁がある光景だ。一方、筆者は瀬戸内海に面した広島県の小さな町で育った。急峻な谷には段々畑が連なり、河口には砂泥の干潟が広がって、子ども頃はハゼ釣りに興じたものだ。筆者が思い描く豊かな海に

図1 ネイチャーポジティブ



出典：環境省

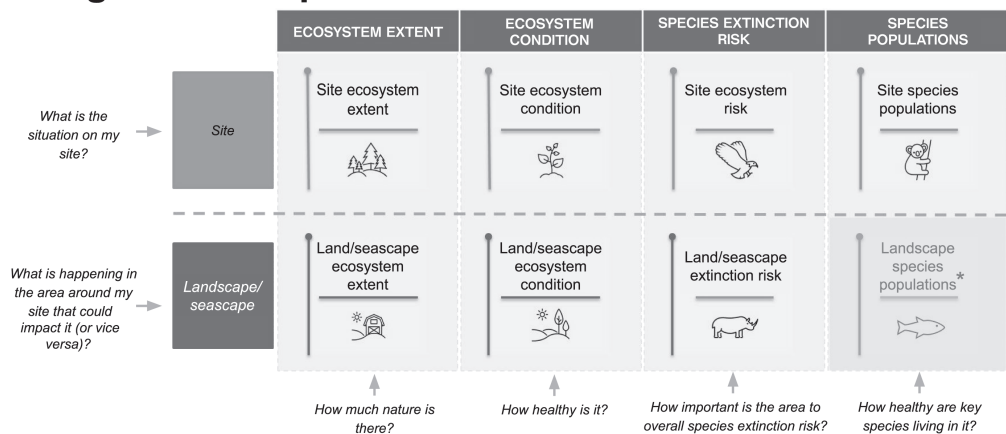
は、サンゴも熱帯魚もない。では、沖縄の海と瀬戸内の海、どちらが「価値の高い自然」だろうか。種の多様性で測れば沖縄だろう。しかし生産力やバイオマス量で測れば瀬戸内に軍配が上がるかもしれない。あるいは、シンプルに「どちらが好きか」と問われたら、どう答えるだろうか。

TNFDに関するケーススタディ（具体的なケースを考えてみよう）

ある水産加工業者がTNFDへの対応を進め、原材料の調達地における自然の評価を始めたとする。サプライチェーンをさかのぼると、その企業は沖縄のある干潟付近で養殖クルマエビを調達していた。しかしその場所では絶滅危惧種が生息するサンゴ礁の近くにあり、種の絶滅リスクが高いと評価された。この結果を受けた経営層は対策を指示し、より遠方の瀬戸内海で養殖・調達することに切り替えた。新たな調達地では絶滅危惧種の生息が確認されず、TNFDの評価プロセスに照らして自然への影響と企業が負うリスクが小さいと判断されたからである。

図2 State of Nature Metrics (SON) 枠組草案

High-level output: Indicator framework



出典：Nature Positive Initiative (2026)

TNFDもSONも、地域住民との連携を重視する姿勢は示している。しかし実態を見ると、「自然をどう測るか」「どんな自然がポジティブと言えるのか」という根本的な問いへの答えが、企業の論理やグローバルな基準によってあらかじめ決まってしまう。住民が関与できるのは、

このような結論は、TNFDのリスク・機会分析の結果として十分にあり得るものだ。読者の皆さんはどう感じただろうか。違和感なく受け入れた人も、そうでない人もいろいろ。筆者は後者である。

最大の違和感は、新たな調達地において「相対的にリスクが低い」という企業側の論理だけで自然が改変され、その地域に暮らす住民が意思決定の場から外されている点にある。自然に直接影響を受ける人々が、その行方を決める議論の主導権をとる立場にいない——この構図は見逃せない問題をあらわしている。

今年7月、熊本で開催されるNature Positive Summitで

は、自然の状態を測定する国際指標「State of Nature Metrics (SON)」が公表される予定だ。これまでの草案によれば、ケースごとの柔軟性を一定程度認めながらも、人の手が入っていない原生的な自然を最も良い状態と見なす世界共通の評価枠組みを基本としている。そのうえで、企業が地域住民などのステークホルダーと話し合いながら、地域の自然のあり方を決めていく仕組みとされている。

しかし、日本には「里地里山」に代表されるように、人の生活と自然が長い時間をかけて影響し合いながら形成された「半自然的な領域」が各地に広がっている。こうした景観は住民にとってシビックプライド（地域への誇りや愛着）の源泉であり、近年の研究でも、半自然的環境を含む自然景観が人々の幸福度や地域愛着に深く関わることを示されている。

め、人工流産させることができず。この場合は手当金の交付対象となる。

なお、選択的殺処分導入後の豚熱の疑似患者に対しては、特別手当金（家畜評価額の5分の1）は交付されず、手当金（同5分の4）のみの交付となる。これは、選択的殺処分の導入により、都道府県の指示に従ってワクチン接種を実施していれば全頭殺処分となる可能性が極めて低いとの考えに基づいており、結果的に全頭殺処分となった発生農場に対しても特別交付金は交付しない。

監視プログラム適用は3カ月間

選択的殺処分では、適切なワクチン接種により免疫が付与されたとみられ、臨床上異状がない豚は殺処分から除外されることになるが、患者と疫学的な関連を有する豚については豚熱が継続する可能性が否定できない。このため、選択的殺処分を行った農場に対して、一定期間の移動制限措置を講じて豚熱ウイルスの農場間伝播を防止するとともに、毎日の報告徴求により、続発を直ちに摘発する「監視プログラム」が適用される。監視プログラムは、①生きた豚②精液等③豚の死体④豚の排せつ物等（胎盤を含む）⑤敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く）の移動制限を、患者が確認された時点から約3カ月（状況に応じ1カ月程度に短縮可能）にわたり講じるとともに、毎日の報告徴求を行う。監視期間中に飼養豚が豚熱感染を疑う症状を呈し、PCR陽性となった場合は再度防疫措置を行うとともに、改めて監視プログラムを適用し直すことになる。

監視プログラムでは、移動制限の特例措置として、監視プロ

グラム適用農場からの肥育豚および子豚の出荷を認めている。その手順は、1カ月程度の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出した上で、出荷の都度、臨床上異状が認められなかった旨を報告し、出荷許可を得れば、出荷が可能になる。

肥育豚の出荷は、出荷先となると畜場で「交差汚染防止対策が適切に実施されている」ことが要件となる。出荷できる日齢は、監視プログラム適用農場が通常、豚を出荷する際の出荷日齢（少なくとも121日齢以上）となる豚とする。

また、肥育農場への子豚の移動は、移動しようとする肥育農場において、原則として「ワクチン接種後20日を経過していない豚が飼養されていない」ことが要件になる。なお、子豚を肥育農場に移動させた場合は、子豚を受け入れた肥育農場側も監視プログラムを適用することになる。移動先農場の監視プログラム適用期間は、子豚を搬入した日から移動元農場のものと監視プログラムの終期までとなる。

監視プログラム適用中の農場からの肥育豚・子豚の出荷を認めるが、出荷先で風評被害等の不利益を被らないよう、都道府県をはじめとする関係者と連携しながら情報提供を行い、監視プログラム適用農場が風評等により不利な扱いを受けることがないように促す。

衛生管理不遵守は期限を定め改善

都道府県は監視プログラム適用農場に対し、特定症状などの豚熱感染を疑う症状の有無、死亡した豚の頭数及び死亡した豚と同居する豚の臨床症状、流死産した子豚の頭数に加えて、分娩・出産した子豚の頭数、導入した豚の頭数、異常産した母豚の頭数等について報告を求める。併せて、飼養衛生管理基準の遵守の指導を徹底し、飼養衛生管理基準の不遵守事項は期限を定めて改善を図るよう指導する。なかでも、ワクチン免疫を獲得するまで発生リスクとなりやすい分娩舎や離乳舎の衛生対策は十分指導する。農場から報告がない場合は立入検査を行い、農場の臨床症状を確認する。

監視プログラムの解除手順は、都道府県が監視プログラム適用期間が終了する2日前以降に、拡散状況確認検査と同様の検査を実施する。具体的には、発生農場で飼養されている全ての豚を対象に臨床検査を行い、臨床検査で豚熱感染を疑う症状が認められた全ての豚に血液検査、ELISA検査及びPCR検査を実施する。この結果、少しでも豚熱感染が疑われる豚は、全てPCR検査等を実施する。全ての豚が検査陰性となり、監視プログラム適用期間が終了したときには、都道府県は農水省と協議の上、監視プログラムを解除することになる。

（5頁よりつづく）

その枠組みの範囲内にとどまりがちだ。自然を「守る」議論が、当の地域に生きる人々の声を置き去りにしたまま進んでいないか——改めて問い直す必要があるのではないだろうか。

次稿にむけて

ここまで、本稿ではネイチャー

ポジティブに関する国際動向を紹介しながら、あえて批判的な視点からその課題を論じてきた。次稿では、地域と企業の組織構造の違いなどを切り口に、この国際動向の中で地域が主導権をもって自然を守り、育て、地域経営に活かしていくための可能性について考えてみたい。

（つづく）